

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情 6 年危機管理第17号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-17 (R6.6.11)	危機管理	島根原子力発電所に関して中国電力に説明を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震により、様々な不具合が生じている北陸電力志賀原子力発電所の状況を踏まえて、大地震が島根原子力発電所に与える影響について、県民に説明する場を中国電力に求めること。

また、令和6年8月再稼働の予定が12月に延期になった原因と、度々生じている構内での事故の影響等についても、中国電力に対して詳細な説明を求ること。

▶陳情理由

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測され、広範囲の地域に大きな被害が出ている。このたび、北陸電力志賀原発は長期停止中であったため、深刻な放射能漏れを伴う事故に進展しなかったが、もし稼働中であったらどうなったのか、県民として大変不安に思う。大地震の影響について、島根原発の場合はどうなのか、中国電力からの説明を求める。

- 1 この地震により能登半島北部沿岸では、北陸電力の想定(96km)より大きい約150kmに及ぶ活断層がずれ動き、さらにそこから20km南にある富来川南岸断層も運動したと言われている。鈴木康弘日本活断層学会会長（名古屋大学教授）は、沿岸海域の活断層の調査は不十分であり、より詳細な調査による認定が急務であるとの問題提起をしている。これらの新しい知見から、中国電力による島根原発周辺の活断層の長さの評価や鳥取県沖の活断層との連動の可能性について、説明を求める。
- 2 志賀原発構内では、多くの損傷が発生したことが報じられている。志賀原発1号機・2号機の両方の変圧器の破損により、外部電源の一部が喪失し、約23,400リットルの油漏れが生じる事態になった。変圧器の耐震性は、基準地振動などと比べると低いため、今回のように破損しやすいので、外部電源喪失だけでなく、油漏れによる火災のリスクもある。島根原発でも同様の事態が起きる可能性について説明を求める。
- 3 志賀原発構内では多くの亀裂や段差などが見つかっている。段差ができた場合のリスクなど島根原発の場合についての説明を求める。

4 令和6年4月30日に、中国電力は工事の遅れを理由として、再稼働のスケジュールを同年8月から12月に延期した。この原因についての説明はない。令和5年12月21日に起きた作業員の死亡事故による工事の中止の影響についての説明を求める。

また、令和6年4月30日には仮設の分電箱のブレーカーに焦げ跡があり、消防署が火災と判断した事案、同年5月17日にはクレーンにより誤って動力ケーブルを切断し、焦げ跡ができるという事案など小さな事故が続いている。ヒヤリハットは、事故や災害につながる要因を特定し対策する貴重な機会であり、リスクマネジメントの観点から多くの企業で重要視されている。何が原因なのか説明を求める。

鳥取県・米子市・境港市の関係自治体では、令和6年4月4日の鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議の後、能登半島地震を受けて懸念される原子力災害対策について、中国電力に照会をしている。県民の不安払しょくのためには、議会としても、中国電力に説明を求めるという意思を示していただきたい。

▶提出者

えねみら・とつとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 志賀原子力発電所について、原子力施設の安全機能に異常はなかったことが原子力規制委員会において確認されている。中国電力は能登半島地震の影響は対応できていることを確認済みとしており、原子力規制委員会、電力事業者等において安全性向上に向けた検討が行われているところ。
- 2 島根原発2号機は、福島第一原発事故を教訓に大幅に強化された新規制基準への適合（原子炉設置変更許可）について、令和3年9月15日に原子力規制委員会から認められており、宍道断層と鳥取沖西部断層との連動性について厳格な審査が行われ、宍道断層の長さを約39kmとし、これらの断層は連動しないものとして評価されている。
- 3 島根原発は、志賀原発と同じく外部電源を5回線確保しており、さらに外部電源が使用できない場合の非常用ディーゼル発電機に加え、ガスタービン発電機や高圧発電機車などのバックアップ電源を多重確保している。また、島根原発の変圧器から油が漏えいしても、防油堤内部に貯留される構造となっており、外部電源喪失や火災のリスクは小さいとしている。
- 4 島根原発2号機は、重大事故時に必要となる可搬型設備が通行するアクセスルートに対して段差による影響を受けないよう、構内に可搬型設備を分散して配置し、かつアクセスルートを複数確保するとともに、ホイールローダによる段差箇所の復旧により通行性を確保するとしている。
- 5 再稼働時期の変更については、中国電力は安全対策工事と再稼働に向けた整備点検との輻輳により、安全対策工事が長期化する見通しとなったためであることを公表している。
- 6 島根原発2号機タービン建物での仮設分電箱の焦げ跡については、公設消防により「火災」と判断され、中国電力は消防や警察と連携しながら原因究明を行っており、現在消防が当該分電箱を持ち帰って検証を行っている。一方、ガントリークレーンの焦げ跡については、「非火災」と判断されている。
- 7 中国電力は、能登半島地震を受けて島根原発の安全対策の確認結果に関する自治体説明会を開催するとともに、自社ホームページでも公開している。また、県民を対象とした説明会を適宜開催している。

【県の取組状況】

- 1 島根原発2号機については、議会や県原子力安全顧問等の意見を踏まえ、令和4年3月25日に県と米子市、境港市の連名により、安全対策にかかる手続きを進めることについて、安全を第一義として条件付きで了解しており、今後は安全対策の段階において、必要な安全に関する意見を提出することとしている。
また、中国電力には安全対策と県民への丁寧な説明を求めており、能登半島地震を踏まえた島根原発の安全性の確認結果について、県及び2市は中国電力から公開で説明を受けている。
なお、中国電力から申入れへの回答を受けた際は、これまでどおり議会への報告と公表を行う。
- 2 再稼働時期の変更については、本県は島根原発2号機の安全確保が第一であると考えていることから、説明を求めるることは考えていない。ただし、焦げ跡が確認された火災については、安全協定に基づいて2市と立入調査を行うとともに、中国電力に対し、原因究明と再発防止対策を報告するよう申し入れている。これらの内容を議会に報告するとともに、中国電力には県民に対し丁寧な説明を行うよう求めている。

